

[Tweet](#)

[English](#)

令和6年6月14日

金融庁

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「[金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針](#)」の一部改正（案）につきまして、令和6年4月12日（金曜）から同年5月13日（月曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、12先（個人・団体）から計33件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございます。なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は[別紙1](#)を御覧ください。

1. 改正の概要

本件は、投資信託委託会社に関し、マテリアリティポリシー（基準価額の計算過誤等が一定の閾値を超える重大な場合における対応方針）を定める場合には、適正な水準とする必要があることや投資家に対し開示する必要があることなどについて明記する趣旨から、所要の改正を行うものです。

また、不動産関連ファンド運用業者に関し、物件取得等に係る検討経緯等の適切な記録の保存や、不動産鑑定業者への不適切な働きかけを排除する態勢構築の必要性等について明記する趣旨から、所要の改正を行うものです。

具体的な内容については[別紙2](#)を御参照ください。

2. 適用日等

改正後の監督指針は、令和6年6月14日（金曜）から適用します。

お問い合わせ先

金融庁 TEL : 03-3506-6000（代表）
監督局証券課資産運用モニタリング室（内線2941、3359）

（別紙1） [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

（別紙2） [「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報
道・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

金
融
機
関

国
際
関
係

アクセスFSA
(金融庁広報誌)

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディア
アカウント

▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号 : 03-3506-6000